㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	555単位
㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	544単位
㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	534単位
㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	520単位
㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	512単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	523単位
㈡　平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	504単位
㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	494単位
㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	485単位
㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	476単位
㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	464単位
㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	457単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	486単位
㈡　平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	468単位
㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	459単位
㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	450単位
㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	442単位
㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	431単位
㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	424単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	476単位
㈡　平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	458単位
㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	450単位
㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	441単位
㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	433単位
㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	422単位
㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	415単位
⑸　利用定員が81人以上	
㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合	459単位
㈡　平均工賃月額が３万円以上４万５千円未満の場合	442単位
㈢　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満の場合	434単位
㈣　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満の場合	426単位
㈤　平均工賃月額が１万円以上２万円未満の場合	418単位
㈥　平均工賃月額が５千円以上１万円未満の場合	407単位
㈦　平均工賃月額が５千円未満の場合	401単位

ハ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費

次の算式により算定した数とイの⑴から⑸までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援Ｂ型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第２項第７号に規定す

（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
⑵　利用定員が21人以上40人以下	474単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
⑶　利用定員が41人以上60人以下	440単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
⑷　利用定員が61人以上80人以下	431単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
⑸　利用定員が81人以上	416単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	

ハ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費

次の算式により算定した数とイの⑴から⑸までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援Ｂ型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第２項第７号に規定す